

# 一時保護期間中の手続等に関する検討事 項について

## 目次

1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について 3
2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について 31

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 現状

### (1) 所内一時保護の環境・役割について

- 一時保護ガイドライン（以下「一時保護GL」という。）においては、「子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する」としている。
- もっとも、児童相談所に対して平成29年度に行われた調査によれば、所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリットとして、「安全性が十分でない」（55.7%）、「児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足しがち」（34.9%）などがあげられており、所内一時保護が安全確保や児相との密な連携の役割を果たしていることがうかがわれる。

### (2) 一時保護所の体制について

- 一時保護所の数は、全国で143箇所あり、定員は3219名（令和2年4月1日時点）であり、
  - ・ 平成30年度の一時保護46,497件（うち虐待24,864件）のうち、所内一時保護は25,764件（うち虐待14,468件）と全体の55.4%あり、
  - ・ 所内一時保護の平均保護日数は29.4日（平成30年度）、通年の平均入所率は77.2%（平成31年度）であるが、平均入所率が100%を超える自治体が12箇所ある。
- 一時保護GLや「一時保護中の子どもの権利擁護について」（令和元年7月厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「権利擁護通知」という。）においては、
  - ・ 一時保護所について、必要な一時保護に対応できる定員設定を行うとともに、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備することや、
  - ・ 管轄の一時保護所での対応が困難な場合、他の都道府県等の管轄の一時保護所に委託するなど広域的な対応を行うことなどを求めている。
- この点、令和2年度予算においては、個室等の個別対応に配慮した整備が行えるよう補助の加算等を行うとともに、一時保護所の職員配置を予算上最大2:1まで改善するなど、一時保護所の体制強化を図っている。また、精神的・肉体的負担が大きい一方で、専門性を有する人材が求められる一時保護所職員について、特殊業務手当を増額するなど処遇改善を行った。

### (3) 一時保護所内の処遇について

- 一時保護所内の日課等のルールについて、権利擁護通知においては、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押しつけることは権利侵害に当たると考えるべきであるとしており、具体的には、以下を権利侵害の例として挙げている。
  - ・ 子どもが個人として生活の確保が場面毎に選択できるような体制となっていないこと
  - ・ 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援体制となっていないこと
  - ・ 子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないこと

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 現状

### (3) 一時保護所内の処遇について(続き)

- 一時保護所における外出、通信、面会、行動等に関する制限については、一時保護GLにおいて、外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすべきとされている。  
また、一時保護中の所持品についても、「その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮し、「子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する」としている。
- 所内一時保護中の学習について、一時保護GLでは、「子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る」としている。  
また、権利擁護通知では、所内一時保護中の学習について、保護者による連れ戻しが想定されるなど子どもの安全が守られない場合や子どもが学校に通うことを拒否している場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととされ、通学が出来ない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことが重要としている。
- この点、予算においては、保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う学習指導協力員や心理の専門家等が専門的なケアを行う専門的ケア対応協力員等の「一時保護対応協力員」を一時保護所等に配置するための費用補助を行っている。
- 一時保護中の処遇に関する意見表明について、一時保護GLでは、「子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う」としている。また、意見表明の機会や方法については、「一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要」とした上、具体的な方法として、職員との適切な関わり、意見箱の設置、相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、意見を書き込める用紙の配布、その他の相談窓口の提示などを例示している。また、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成した「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」においては、都道府県等に設置される児童福祉審議会に子ども権利擁護部会を設置すること、施設等を巡回して子どもによる意見表明を支援する子どもの意見表明支援員の配置、それらを活用した子どもによる意見表明の進め方について記載しており、令和2年度予算では、都道府県等においてこうした意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行っている。
- 一時保護所の第三者評価については、令和元年の児童福祉法等の改正（令和2年4月1日施行）により、都道府県に対し、児童相談所を行う業務の質の評価に関する努力義務が規定された。これを踏まえ、権利擁護通知では、「一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要」としており、令和2年4月1日時点で既に第三者評価を実施済の自治体は17自治体（34児童相談所）あった。

※児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（児童相談所）

第12条

6 都道府県知事は、第2項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 論点

(1) 一時保護GL等の記載と現状の一時保護所内の処遇について、特に以下の点をどのように考えるか。

### ① 一時保護所の環境面

- ・ 開放的環境の在り方

※ 一時保護GL上、開放的環境は「閉鎖的環境以外の一時保護の環境」と定義されており、他方、閉鎖的環境は「一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境」と定義されている。

- ・ 都市部を中心に平均入所率が100%を超えているなど、慢性的な定員超過の発生
- ・ 一時保護所内の生活上の規則の在り方(私物の持込、私語、男女の接触、所内でのけんか、面会、通信、懲罰等)
- ・ 所内の生活環境の在り方(大部屋、混合処遇等)
- ・ 所内一時保護中の学習の在り方

### ② 一時保護所における子どもへの対応面

- ・ 一時保護の機能・役割に照らした一時保護所内でのアセスメント
- ・ 一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の在り方

### ③ 一時保護所の第三者評価

※ 法律上努力義務となっているが、実施率は24%(平成29年度から令和元年度までに第三者評価を実施した一時保護所の割合)

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 論点

(2) (1)を踏まえ、どのような改善策が考えられるか。

### ① 一時保護所の環境面

- ・ 一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか。

※ 現状、一時保護所の設備及び職員配置基準は児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準に準じている。

- ・ 各自治体の状況にも鑑みた定員超過解消に向けた方策をどう考えるか。
- ・ 子どもの特性に配慮した規則や指導の在り方をどう考えるか。
- ・ 学校等に通学・通園させるために、また、一時保護所内での学習水準を保障するために必要な方策をどう考えるか。

### ② 一時保護所における子どもへの対応面

- ・ 一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか。(再掲)

※ 一時保護所にも、その規模に応じて一定のアセスメント能力を有する職員(心理職、SV級職員)の配置を義務づけるべきではないかという意見もある。

- ・ 一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の機会の確保やその反映方法等をどう考えるか。
- ・ これらを担う一時保護職員の資質向上策(研修やマニュアル等)をどう考えるか。

### ③ 一時保護所の第三者評価の促進方策をどう考えるか。

(3) (1)及び(2)を踏まえ、一時保護委託についてどう考えるか。

# 一時保護所の概要

## 1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

## 2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に144か所（令和2年7月1日現在）設置されている。

## 3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2  
令和2年度予算額：児童入所施設措置費等135,479,977千円の内数 〕

## 4 一時保護の具体例

### (1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

## 5 対応件数（一時保護所内保護件数）

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
25,764	20,324 (14,468)	86	3,283	1,917	154

【平成30年度福祉行政報告例】

# 一時保護所の設備及び職員配置基準

## 1 根拠

児童福祉法施行規則第35条 「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準（昭和23年省令）の規定を準用」

## 2 設備の基準

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所を必置とする  
 (2) 居室に関する条件

1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

### (3) その他の設備条件

- ・便所 男子と女子を別(少数の児童を対象とする場合を除く)
- ・医務室及び静養室 児童30人以上の場合必置
- ・職業指導に必要な設備 児童の年齢、適性等に応じて設置

## 3 職員配置

### (1) 必置とする職員

- ・児童指導員、嘱託医、保育士
- ・心理療法担当職員(※児童養護施設は心理療法を要する子ども又は保護者10人以上の場合に配置)
- ・個別対応職員(児童定員10人以下の場合は置かなくても可) (※児童養護施設は定員にかかわらず必置)
- ・栄養士(児童定員40人以下の場合は置かなくても可)
- ・調理員(調理全部委託の場合は置かなくても可)
- ・看護師(乳児が入所する場合は必置)
- ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合に必置)

### (2) 職員配置基準

児童指導員及び 保育士の総数	2歳未満幼児 1.6人につき 1人以上	2歳以上3歳未満幼 児2人につき 1人以上	3歳以上 幼児4人につき 1人以上	小学校始期以降児 童5.5人につき 1人以上
看護師	乳児1.6人につき1人以上(乳児入所の場合必置)			



## 所内一時保護に比べた場合の一時保護委託のメリット・デメリット

- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、所内一時保護と比べた場合の（子どもの立場から見た）メリット・デメリットとして、
- ・ メリットとしては、「通園・通学ができる」が最も多く63.1%、次いで「制限の少ない環境で過ごすことができる」(47.0%)、「開放的な環境で過ごすことができる」(45.6%)等が挙げられている。
  - ・ デメリットとしては、「安全性が十分でない」が最も多く55.7%、次いで「児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足しがち」(34.9%)等が挙げられている。

図 31 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリット (n=149：複数回答)

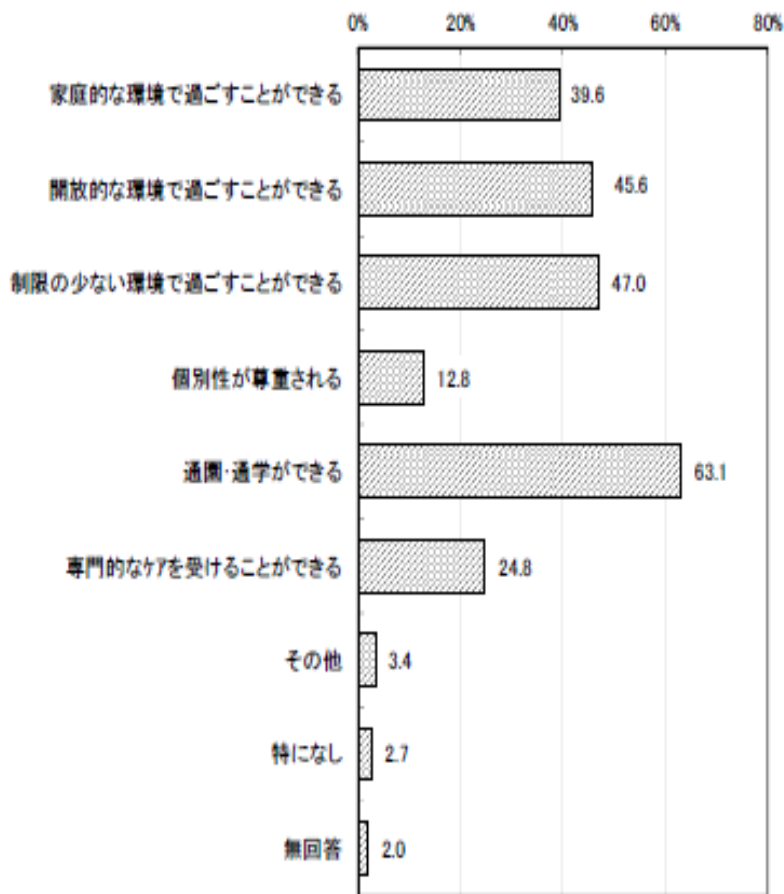
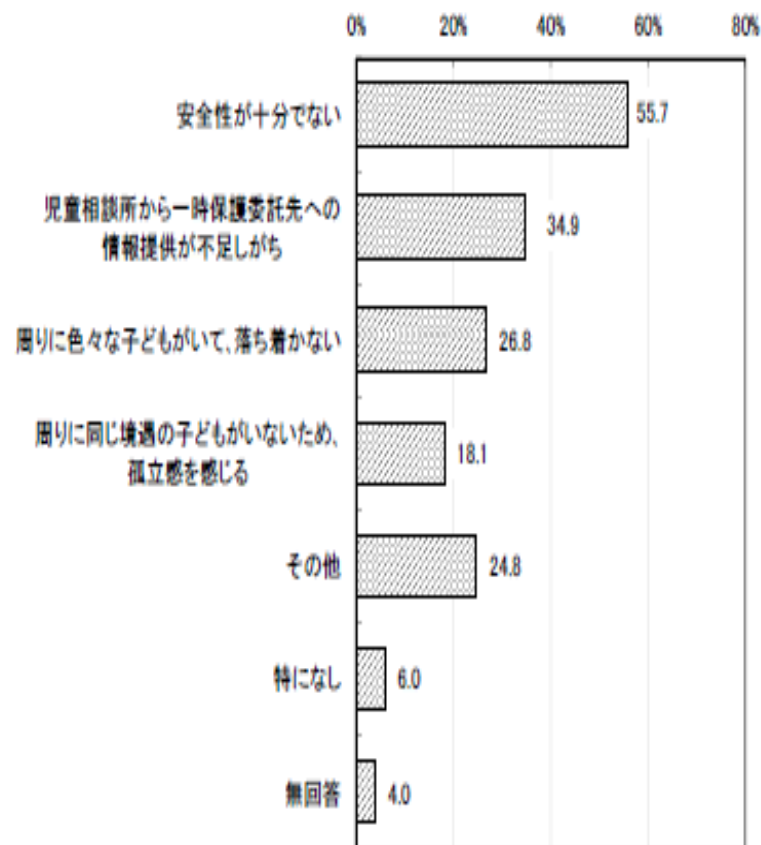


図 32 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリット (n=149：複数回答)



# 一時保護所の定員等の状況(自治体別)

自治体名	定員数 (R2.4.1現在)	現員数 (R2.4.1現在)	R1(※)平均入 所率 (%)
北海道	164	54	39.5
青森県	15	3	56.1
岩手県	40	5	25.4
宮城県	30	15	59.7
秋田県	23	12	71.1
山形県	26	12	65.5
福島県	48	29	62.3
茨城県	30	21	83.8
栃木県	25	18	83.2
群馬県	66	36	129.5
埼玉県	120	93	100.1
千葉県	115	178	154.6
東京都	237	232	122.5
神奈川県	69	69	91.2
新潟県	50	12	38.4
富山県	20	9	31.7
石川県	28	8	32.2
福井県	31	18	37.9
山梨県	28	13	74.2
長野県	30	12	59.5
岐阜県	36	11	31.9
静岡県	40	14	64.8
愛知県	78	36	74.2
三重県	35	19	60.3
滋賀県	47	31	55.0
京都府	33	12	44.9
大阪府	86	63	83.8
兵庫県	54	28	87.2
奈良県	20	11	68.0
和歌山県	25	11	49.6
鳥取県	26	10	27.0
島根県	57	16	23.3
岡山県	24	7	38.2
広島県	36	15	66.7
山口県	27	10	41.3
徳島県	12	6	54.5
香川県	20	15	67.1

自治体名	定員数 (R2.4.1現在)	現員数 (R2.4.1現在)	R1(※)平均入 所率 (%)
愛媛県	36	6	13.6
高知県	35	17	40.2
福岡県	76	40	52.7
佐賀県	28	21	50.1
長崎県	34	25	55.9
熊本県	25	12	44.3
大分県	22	7	57.7
宮崎県	60	12	22.4
鹿児島県	31	11	32.6
沖縄県	44	31	74.8
札幌市	50	49	90.3
仙台市	20	14	105.6
さいたま市	44	49	119.6
千葉市	37	39	99.0
横浜市	161	161	107.8
川崎市	63	68	104.3
相模原市	25	20	99.7
新潟市	23	23	93.9
静岡市	20	8	63.3
浜松市	20	9	73.9
名古屋市	75	60	100.3
京都市	30	23	86.5
大阪市	100	151	144.0
堺市	24	23	106.8
神戸市	50	26	62.3
岡山市	25	19	41.8
広島市	20	10	52.9
北九州市	40	19	63.0
福岡市	10	15	133.0
熊本市	20	22	79.9
世田谷区	26	0	-
江戸川区	35	0	-
横須賀市	25	15	68.0
金沢市	12	2	73.2
明石市	25	7	23.7
<b>合計</b>	<b>3,222</b>	<b>2,178</b>	<b>77.2</b>

※ 世田谷区及び江戸川区は、令和2年4月1日児童相談所開所  
 (※) 2019年1月～12月

【子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 一時保護所の職員数の状況(自治体別)

自治体名	定員数(再掲) (R2.4.1現在)	一時保護所職員数 (R2.4.1現在)		
		小計	常勤職員数	非常勤職員数
北海道	164	193	30	163
青森県	15	13	7	6
岩手県	40	39	7	32
宮城県	30	17	16	1
秋田県	23	21	6	15
山形県	26	50	15	35
福島県	48	61	34	27
茨城県	30	30	16	14
栃木県	25	18	12	6
群馬県	66	48	26	22
埼玉県	120	98	78	20
千葉県	115	212	111	101
東京都	237	221	148	73
神奈川県	69	93	49	44
新潟県	50	40	11	29
富山県	20	26	8	18
石川県	28	20	6	14
福井県	31	28	8	20
山梨県	28	37	13	24
長野県	30	29	8	21
岐阜県	36	22	11	11
静岡県	40	28	16	12
愛知県	78	59	47	12
三重県	35	70	21	49
滋賀県	47	62	26	36
京都府	33	56	11	45
大阪府	86	144	73	71
兵庫県	54	46	25	21
奈良県	20	17	11	6
和歌山県	25	18	11	7
鳥取県	26	31	8	23
島根県	57	72	7	65
岡山県	24	56	9	47
広島県	36	98	2	96
山口県	27	48	15	33
徳島県	12	24	10	14
香川県	20	16	7	9

自治体名	定員数(再掲) (R2.4.1現在)	一時保護所職員数 (R2.4.1現在)		
		小計	常勤職員数	非常勤職員数
愛媛県	36	14	6	8
高知県	35	30	9	21
福岡県	76	105	44	61
佐賀県	28	16	10	6
長崎県	34	36	16	20
熊本県	25	13	9	4
大分県	22	33	11	22
宮崎県	60	40	9	31
鹿児島県	31	31	15	16
沖縄県	44	28	0	28
札幌市	50	69	22	47
仙台市	20	79	18	61
さいたま市	44	45	44	1
千葉市	37	53	21	32
横浜市	161	171	104	67
川崎市	63	96	44	52
相模原市	25	60	26	34
新潟市	23	21	9	12
静岡市	20	19	9	10
浜松市	20	15	14	1
名古屋市	75	70	48	22
京都市	30	37	30	7
大阪市	100	111	94	17
堺市	24	39	19	20
神戸市	50	46	26	20
岡山市	25	42	13	29
広島市	20	13	9	4
北九州市	40	28	10	18
福岡市	10	26	9	17
熊本市	20	17	11	6
世田谷区	26	68	38	30
江戸川区	35	49	34	15
横須賀市	25	19	11	8
金沢市	12	8	7	1
明石市	25	22	9	13
<b>合計</b>	<b>3,222</b>	<b>3,752</b>	<b>1,752</b>	<b>2,000</b>

※世田谷区及び江戸川区は、令和2年4月1日児童相談所開所

- 以下の各職種等について全国の一時的保護所（143箇所）に配置の有無を調査（令和2年4月1日時点）
  - ① 児童指導員：68自治体 126箇所（1517名〔常勤881名、非常勤636名〕）
  - ② スーパーバイザー：10自治体 14箇所（23名〔常勤22名、非常勤1名〕）
  - ③ 心理療法担当職員：31自治体 50箇所（63名〔常勤11名、非常勤52名〕）
  - ④ 保健師：9自治体 11箇所（13名〔常勤11名、非常勤2名〕）
  - ⑤ 看護師：31自治体 56箇所（70名〔常勤45名、非常勤25名〕）
  - ⑥ 医師：15自治体 28箇所（42名〔常勤2名、非常勤40名〕）
    - 精神科医：4自治体 4箇所（4名〔常勤0名、非常勤4名〕）
    - 児童精神科医：3自治体 4箇所（5名〔常勤0名、非常勤5名〕）
    - 小児科医：15自治体 27箇所（29名〔常勤1名、非常勤28名〕）
    - その他医師：1自治体 1箇所（4名〔常勤1名、非常勤3名〕）
  - ⑦ 保育士：54自治体 103箇所（701名〔常勤599名、非常勤102名〕）
  - ⑧ 一時保護対応協力員 ※ 一時保護中の行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、予算事業において例えば以下の人員に係る費用を補助
    - 学習指導協力員：59自治体 110箇所（217名〔常勤5名、非常勤212名〕）  
※ 保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う職員
    - 障害等援助協力員：5自治体 5箇所（5名〔常勤1名、非常勤4名〕）  
※ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う職員
    - トラブル対応協力員：11自治体 18箇所（86名〔常勤0名、非常勤86名〕）  
※ 混合での援助などからくる子どもの間や保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図るための職員
    - 専門的ケア対応協力員：8自治体 12箇所（12名〔常勤0名、非常勤12名〕）  
※ 保護している子どもに対し、心理の専門化等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うための職員

※ 弁護士、理学療法士等については配置している一時保護所がなかった。

## 一時保護所の定員超過の理由

○ 令和元年（2019年1月～12月）の一時保護所の平均入所率が100%を超えている12自治体に対しヒアリングを行ったところ、定員超過の理由の主なものとして以下が挙げられた。

（一時保護件数の増加の問題）

- ・ 警察からの身柄付き通告の増大

（一時保護の受け皿の問題）

- ・ 一時保護所の定員が少ない
  - 一時保護所の職員の確保が困難
- ・ 一時保護委託先が少ない
  - 障害児など専門的ケアが必要な児童の委託先確保が困難
  - 施設側から一時保護児童と措置児童を混ぜられないという理由で拒否される
  - 施設等の人員不足
  - 県立施設が多く調整が必要

（一時保護解除後の受け皿の問題）

- ・ 一時保護解除後の受皿としての施設や里親が少ない
  - 障害児入所施設の不足
  - 中高生の受皿の不足
  - 施設不調、里親不調による受皿調整の長期化

（その他）

- ・ 所内での初期アセスメントに時間を要する

## 一時保護専用施設一覧(令和2年11月)

施設種別	施設数	定員	設置自治体数
児童養護施設	29か所	178人	19自治体 岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、 長野県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、 香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、 鹿児島県、仙台市、千葉市、福岡市
乳児院	9か所	50人	8自治体 千葉県、三重県、滋賀県、兵庫県、福岡県、 長崎県、広島市、福岡市
児童心理治療施設	1か所	5人	1自治体 福岡市

※1 施設を複数の自治体で利用している場合がある。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

### ○一時保護専用施設

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設(以下「児童養護施設等」という。)において、一時保護児童の受入体制の充実を図ることにより、個々の児童の状況に応じた、適切な一時保護の実施に寄与することを目的とするもの。
- ・受入定員は、本体施設とは別に4人以上6人以下とし、原則として、一居室当たりの児童数は2人まで。
- ・一時保護児童の専任の職員(児童指導員又は保育士(児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員))を2名及び管理宿直等職員(非常勤可)を配置が必要。

(児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について  
(平成28年9月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))により規定

## 令和2年度における児童相談所の処遇改善について

○ 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所に勤務している児童福祉司、児童心理司、保健師及び一時保護所職員について処遇改善を図る。

	改正前	改正後
児童相談所 (地方交付税(特殊勤務手当))	児童福祉司 12,160円/月・人 児童心理司 対象外 保健師 対象外	児童福祉司 20,000円/月・人 児童心理司 20,000円/月・人 保健師 20,000円/月・人
児童相談所一時保護所 (児童入所施設措置費(特殊業務手当))	保育士 7,800円/月・人 心理療法担当職員 個別対応職員 児童指導員 9,300円/月・人 看護師 9,400円/月・人	保育士 20,000円/月・人 心理療法担当職員 個別対応職員 児童指導員 20,000円/月・人 看護師 20,000円/月・人

## 児童相談所一時保護所に係る課題と令和2年度予算などによる対応

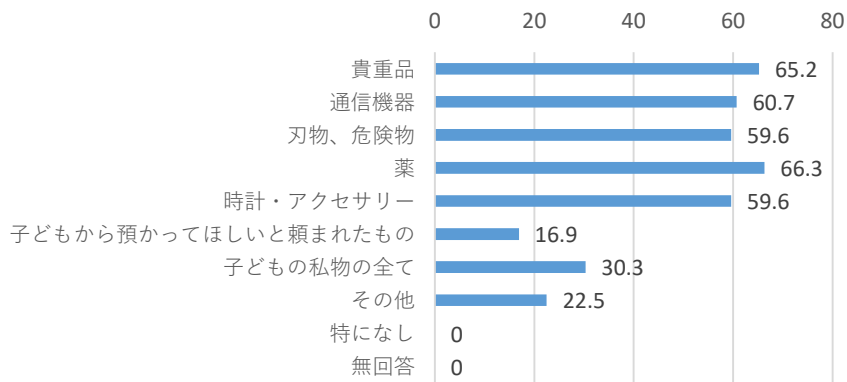
課題とされている事項	令和2年度予算などによる対応
<p><b>【職員体制の強化】</b>                      (現行) 子ども4人に対し、職員1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ しかし近年の傾向として、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①虐待等の処遇が困難な子どもが増加</li> <li>②児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護件数が増加しており、子どもの入れ替わりが頻繁子どもに対し、十分な支援ができていない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員体制の強化について、令和2年度予算で以下を計上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員配置の引き上げ                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 子ども2人に対し、職員1人</li> <li>➢ 加えて課題を抱える子どもに対して、個別対応を行うための職員を配置した場合の加算を拡充</li> <li>➢ 栄養士・調理員の配置の拡充 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">⇒ 子ども2人に対し、職員1人の体制をとっている一時保護所は58か所  <small>※子ども3人に対し、職員1人の体制をとっている一時保護所は40か所</small></p>
<p><b>【環境改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の老朽化等により、個人のプライバシーに配慮した個室整備ができない。                      (個室がない一時保護所(70カ所))</li> <li>○ 一時保護所の整備が進んでいないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度予算において、以下を計上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備費単価の拡充</li> <li>・ 個室化等の個別対応に配慮した整備の加算を創設                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1カ所あたり補助額が約2.4倍増  (定員12人の場合 9千万円→2億2千万)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;"><small>※国庫補助は1/2相当であり、残りの自治体負担分についても地方交付税措置を拡充</small></p> <p style="margin-left: 40px;">⇒ 定員増(新設含む)を図る整備(7か所)※68人                      処遇向上のため既存施設の修繕等(11か所)</p>



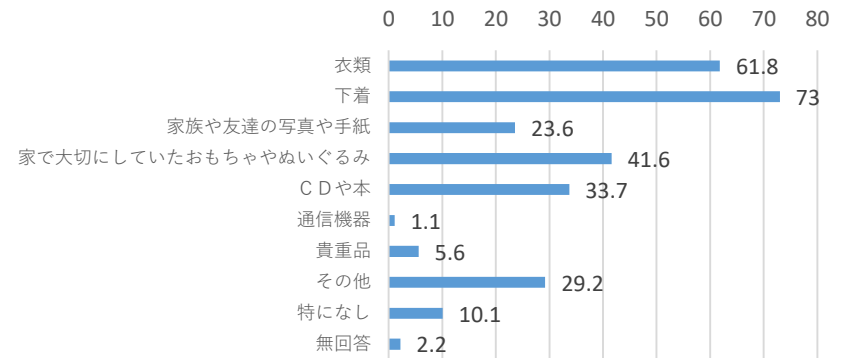
# 児童の所持品について

- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護所で預かるものとしては、「薬」「貴重品」「通信機器」「刃物、危険物」「時計・アクセサリ」などが多い。預かる理由としては、「紛失を防ぐため」「子どもの安全を確保するため」「一時保護所内の秩序を保つため」の順で高い。
  - ・ 一時保護所への持込を認めているものとしては、「下着」「衣類」「家で大切にしていたおもちゃやぬいぐるみ」「CDや本」が多い。

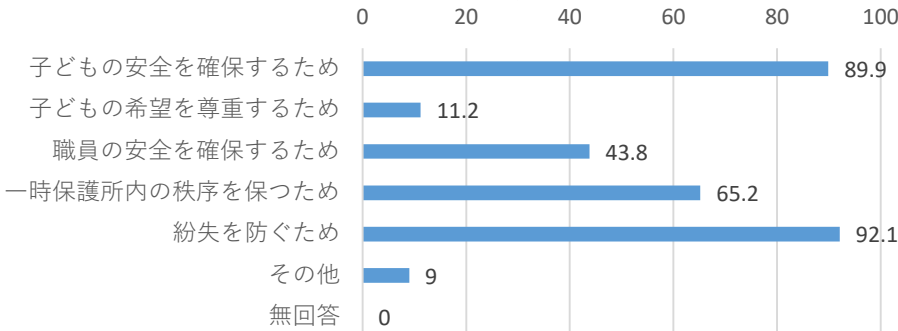
一時保護所で預かるもの (n=89：複数回答)



一時保護所への持込みを認めているもの (n=89：複数回答)



一時保護所で子どもの私物を預かる目的 (n=89：複数回答)



※「通信機器」には、スマートフォン等のほか、通信機能を有するゲーム機器を含む。

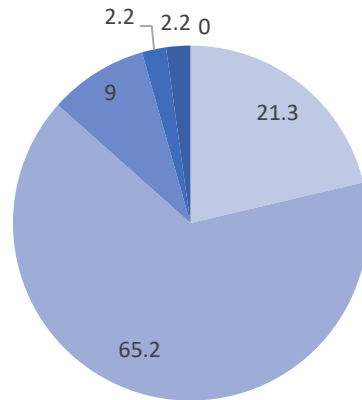
※単位は全て[%]

## 一時保護所からの外出や外部との連絡通信

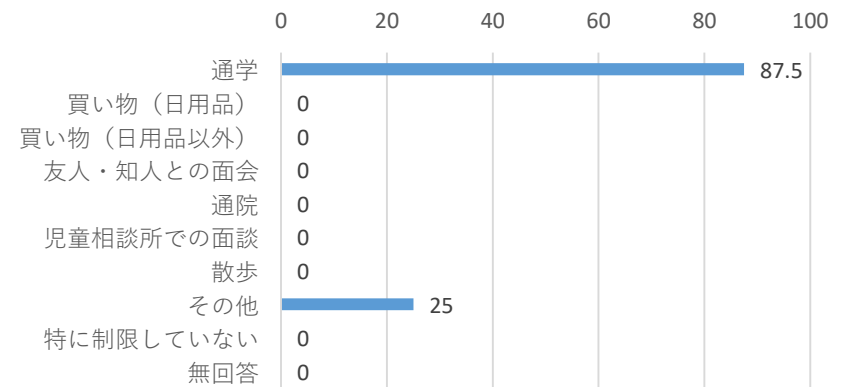
- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護所の建物について、「施錠され、外出が制限」や「施錠されていないが、外出が制限」の割合は8割以上となっている。
  - ・ 子どもによる単独での外出を認めていないと答えた一時保護所は8割以上であり、認めている場合の用件は「通学」が多い。
  - ・ 子どもによる外部との連絡方法は、「児童相談所の職員を通じて行っている」と答えた一時保護所が9割である。

建物のドアや窓の施錠 (n=89)

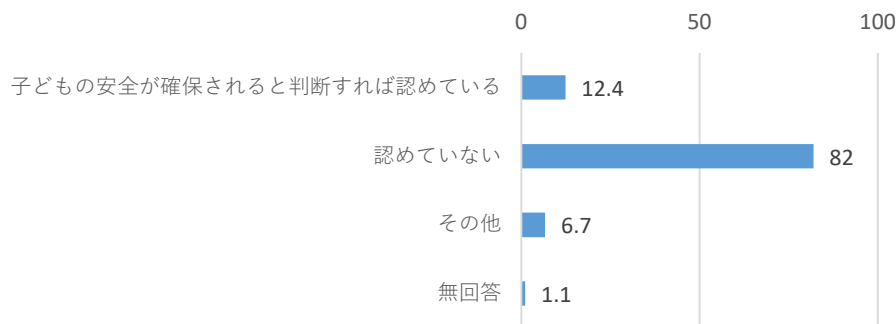
- 施錠され、外出が制限
- 施錠されていないが、外出が制限
- 子どもの状況によって外出の制限を変えている
- 自由に出入りできる
- その他
- 無回答



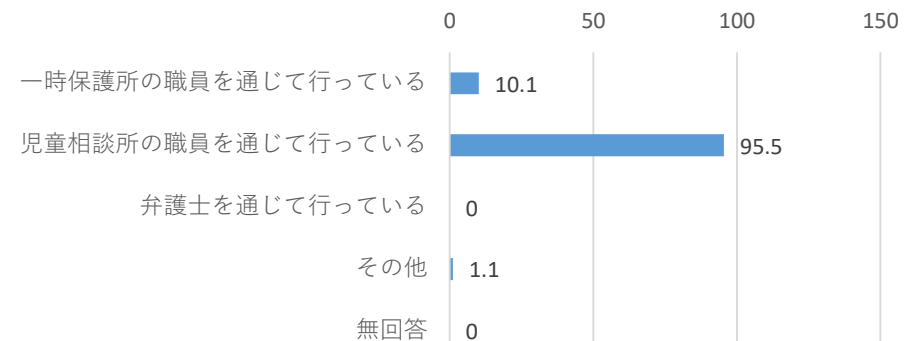
子ども単独での外出を認めている用件 (n=16：複数回答)



子ども単独での外出の可否 (n=89：複数回答)



子どもによる外部との連絡方法 (n=89：複数回答)

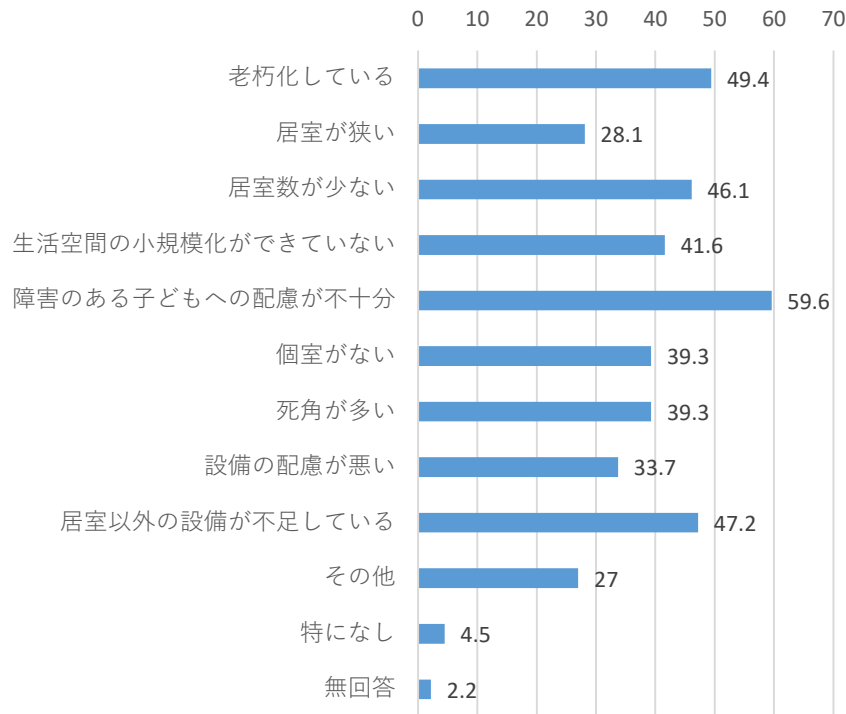


※単位は全て[%]

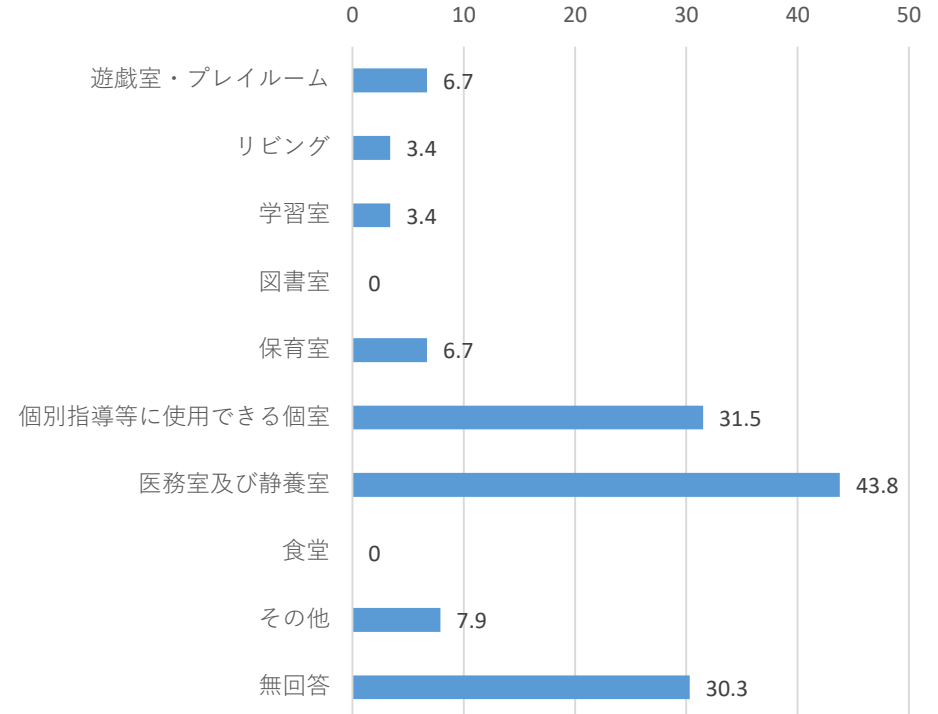
## 一時保護所の設備上の問題

- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 施設・設備についての課題の一つとして、「生活空間の小規模化ができていない」(41.6%)、「個室がない」(39.3%)など、ユニット化や個別対応ができていない点も挙げられている。
  - ・ 定員超過等の場合に居室の代わりに使用することがあるものとしては、「医務室及び静養室」(43.8%)や「個別指導等に使用できる個室」(31.5%)が多いが、「遊戯室・プレイルーム」(6.7%)や「リビング」(3.4%)が用いられることもある。

施設・設備についての課題 (n=89：複数回答)



居室の代わりに使用することがあるもの (n=89：複数回答)

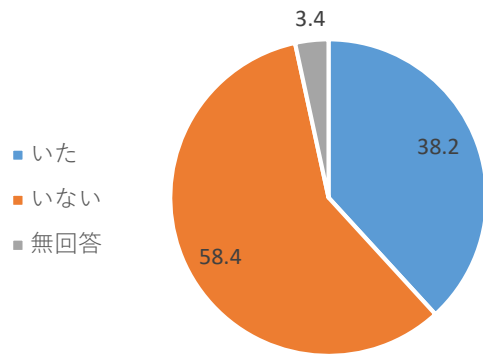


※単位は全て[%]

# 一時保護所からの通学、一時保護所における学習

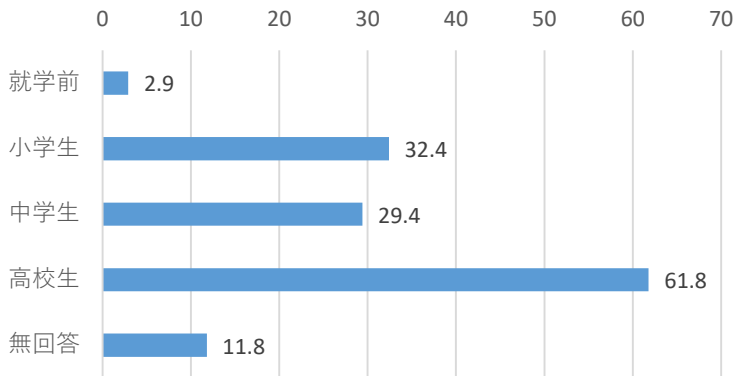
- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 一時保護所から通園・通学した子どもの有無については、「いた」一時保護所が4割弱あるものの、「いない」一時保護所が約6割となっている。また、「高校生」が通学している事例が最も多い(61.8%)。
  - ・ 一時保護所における学習内容については、「子どもの様子を見て決定する」(83.1%)「児童相談所で学力検査等を実施して決定する」(52.8%)ことが多く、在籍校とは「校内の試験を受ける方法」や「受験についての対応」「進学・就職についての相談」等について情報交換している。

平成28年度中に通園・通学した子どもの有無 (n=89)

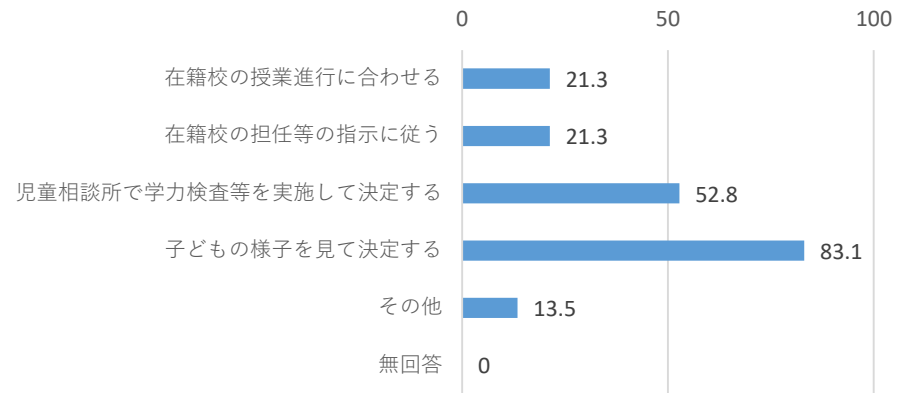


※一時保護所内で1人以上通園・通学した子どもがいる場合は「いた」と回答

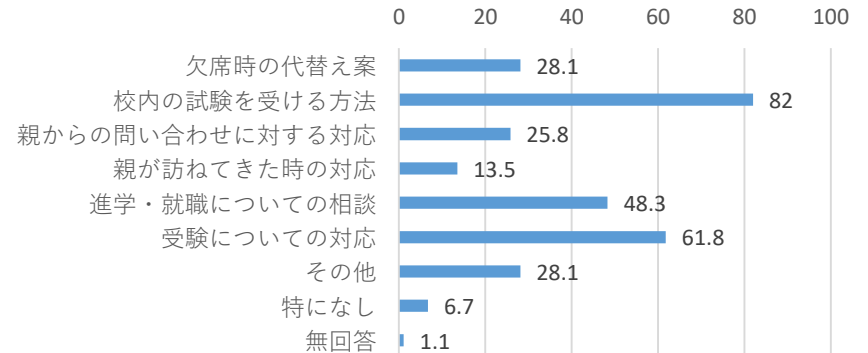
通園・通学先 (n=34：複数回答)



学習内容の決定 (n=89：複数回答)



在籍校と情報交換している内容 (n=89：複数回答)



※単位は全て[%]

## 個別対応のための環境改善

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとされており、令和2年4月時点で、全国の多くの一時保護所(95.1%)において、個別対応のため何らかの取組が行われている。

### 【現状】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数:135か所(95.1%)／142箇所(※)(令和2年4月1日現在)  
(昨年度(130か所／138か所(89.0%)))

※令和2年4月1日時点の一時保護所数は143所だが、1か所大規模改修中のため閉所中であったため母数から除外

- 「図られている」場合の内容は以下のとおり。【複数回答可としている。】

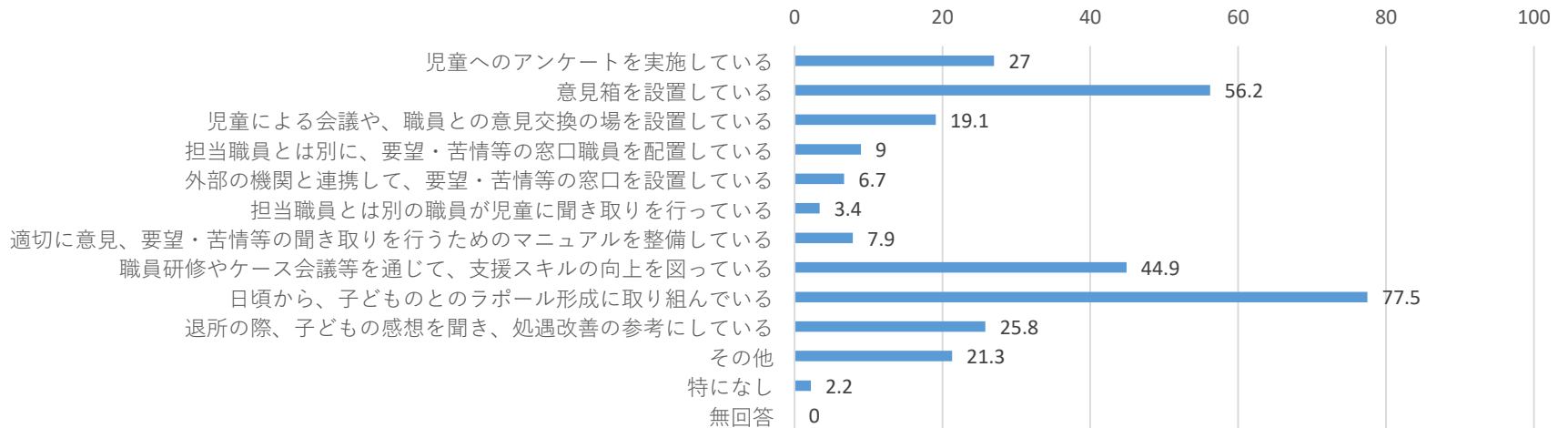
- |   |       |
|---|-------|
| ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保  | 55か所  |
| ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置                                       | 90か所  |
| ③ 入所している個々の子どもの状況に応じた対応ができる等、必要な設備等を整備  | 114か所 |
| ④ 緊急の対応が必要になった場合に対応ができる必要な設備等を整備<br>≪整備されている設備等≫居室(個室):91か所 1人用の浴室:52か所<br>配慮が必要な子どものための備品、生活必需品の準備:54か所 など | 105か所 |
| ⑤ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施   | 25か所  |
| ⑥ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に委託一時保護できるよう、施設等と取り決めの実施   | 25か所  |
| ⑦ 入所している子どもの学校等への通学を補助する職員体制を確保   | 6か所   |
| ⑧ その他(例:保護所心理職員による個別ケアの実施、個別支援があるときは個別日課を作成 等)  | 11か所  |

※「図られていない」一時保護所の改善予定は、児童相談所の大規模修繕にあわせた改修、個別対応にあたる職員の確保 など

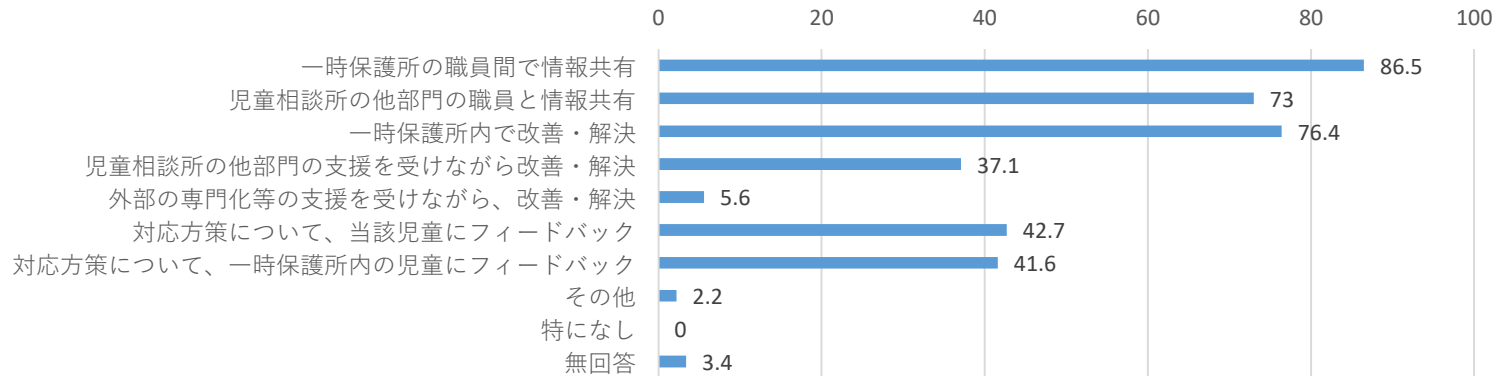
# 一時保護所における児童の意見表明

- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
- ・ 子どもからの苦情や意見を把握するための取組としては、日頃から子どもとの信頼関係の形成に取り組んでいる(77.5%)が最も多く、次に「意見箱を設置している」(56.2%)が多い。
  - ・ また、子どもからの苦情や意見への対応としては、「一時保護所の職員間で情報共有」(86.5%)や「一時保護所内で改善・解決」(76.4%)、「児童相談所の他部門の職員と情報共有」(73%)が多かった。

子どもからの苦情や意見を把握するための取組み (n=89：複数回答)



子どもからの苦情や意見への対応 (n=89：複数回答)



※単位は全て[%]

## 各種手続における子どもの意向等の聴取について(実態把握調査より抜粋)

- ◇ ①一時保護等の決定、②入所措置等の決定、③一時保護や措置中の生活、④措置の解除の各局面で、子どもの意向等聴取の手続を設けている児童相談所は8割程度、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は5～6割程度あった。
- ◇ 方法としては「児童福祉司等との面接」、「権利ノートやはがきの活用」、「意見箱の活用」などがあった。

(1) 以下の各手続において、子どもの意向等を聴取し、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

	(i) 意向等聴取の手続を設けている	(ii) 意向等を考慮・反映する手続を設けている
①一時保護、指導等の決定（一時保護、指導等を行わないことの決定を含む）	170 (78%)	111 (51%)
②入所措置等の決定・変更（入所措置等を行わないことの決定を含む）	179 (82%)	129 (59%)
③一時保護、施設・里親家庭等での生活状況	183 (84%)	141 (64%)
④措置の解除	176 (80%)	123 (56%)

(2)-1 具体的な子どもの意向等の聴取方法、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

(i) 意向等を聴取する具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴取方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司、児童心理司、施設職員との面接により確認</li> <li>・権利ノート・はがきを渡して利用方法を説明</li> <li>・意見箱の利用</li> <li>・年齢や状態により、弁護士による意見聴取の機会を設ける</li> <li>・一時保護や入所時に、口頭、文書、児童権利ノートによる説明を実施した上で意向確認を行う</li> </ul> </li> <li>○聴取結果の記録                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童記録票、援助指針票、自立支援計画、判定・援助方針会議録などに「児童の意向」欄がある</li> <li>・文書フォーマットに「児童の意向」欄がある</li> </ul> </li> </ul>
(ii) 意向等の考慮・反映を担保する具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類や記録に「児童の意向」欄を設けて記載する</li> <li>・児童からの聴取内容を児相内の会議で共有・考慮する</li> <li>・権利ノートを配布している</li> <li>・訪問調査や児童に対するアンケートで把握</li> <li>・意見箱を設置している</li> <li>・一時保護や措置の際、口頭や文書で児童本人同意を得ている</li> <li>・児童福祉審議会等に諮問している</li> <li>・職員への意識付け・啓発等</li> <li>・アドボケート事業を施行運用している</li> <li>・施設や里親に対し、配慮の上、子どもの意向を伝達する</li> </ul>

# 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン ～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要 ①

## 子ども権利擁護部会の設置(第2章)

### ■児福審に「子どもの権利擁護部会」(仮称)の設置

- 委員選定:  
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者(学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者)
- 委員の職務・機能:  
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議
- 子ども権利擁護調査員(仮称)の配置:  
調査権限、委員からの業務の監督指示等
- 事務局:部会の庶務  
※独立性、第三者性の担保

## 子ども意見表明支援員の配置(第3章)

### ■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(通称:子どもアドボケイト)の配置

- 役割:  
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等
- 配置の方法(法人・個人):  
独立性確保のため外部委託を基本
- 支援員への研修
- 守秘性  
※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

## 児福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方(第4章)等

### ■子どもによる意見表明の進め方

- 権利擁護の対象:児童相談所の支援に関わる全ての子ども(支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む)
- 前提条件:子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等
- 意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮
- 子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ
- 児福審が審議する範囲:措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題
- 受付からの流れ:受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

### ■関係機関が児福審へ申立・申出する場合の進め方

- 申立・申出の範囲:特定の児童の措置等への不服(措置等がされなかった場合等を含む)
- 関係機関の例:学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等
- 進め方:関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等

### ■モニタリング、活動評価

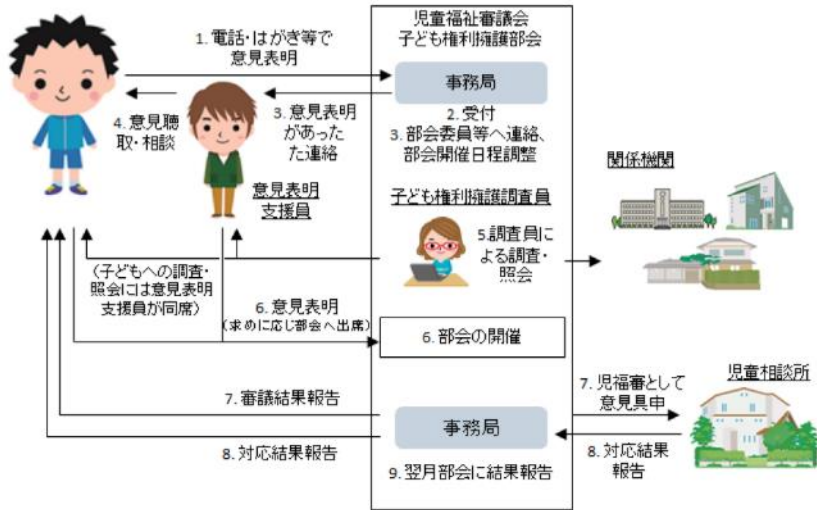
- 活動報告書の作成と公表、事業評価



# 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン ～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要 ②

## ＜児福審を活用した子どもの意見表明モデルの例＞

※電話・はがき等で意見表明する場合



※子どもの意見表明の流れとしては、上記のほか、施設職員等に依頼して意見表明支援員を呼び寄せるモデルがある。

※意見表明支援員は、定期的に施設や一時保護所を巡回し、児福審の意見表明窓口や意見表明の仕組みについて啓発活動を行う。

### 1. 子どもの意見表明

意見表明ができる窓口を設置・周知。子どもが意義と仕組みを理解。

### 2. 受付

### 3. 意見表明があった連絡等

### 4. 意見表明支援員による意見聴取

子どものプライバシーが保てる外部の場所で面会する等の工夫が必要。

### 5. 事前調査

調査員は、支援員や関係機関に調査。

子どもに調査を行う場合、支援員同席のもとで実施。

### 6. 子ども権利擁護部会の開催

原則非公開。子どもに意見聴取する場合は、支援員が、子どもの発言を補足したり、助言する等補助。

### 7. 意見具申・検討結果の伝達

審議の結果を子どもが納得できるように丁寧に説明。

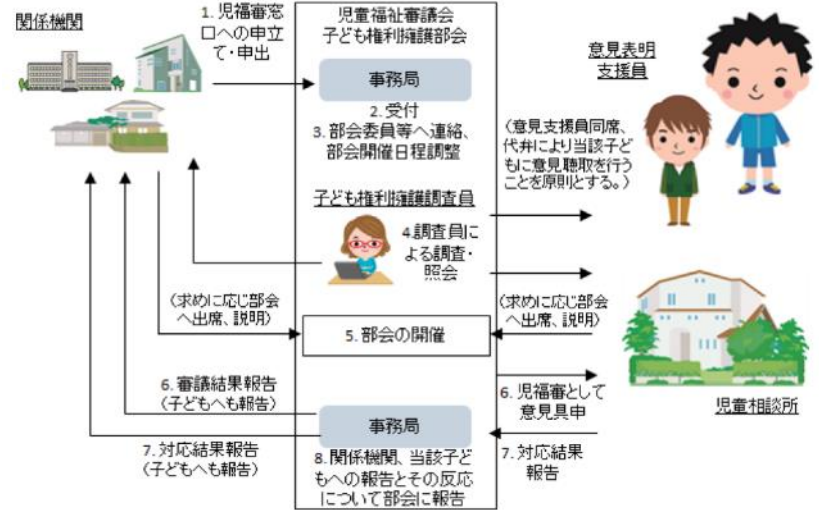
### 8. 児相等の対応結果の説明

子どもに対応結果を報告。

### 9. 子ども権利擁護部会への報告

子どもへの報告とその反応を報告。

## ＜児福審を活用した関係機関の申立て・申出モデルの例＞



※ 申立の範囲：児相の措置等に関する不服（子どもが不利益を被る場合）

### 1. 関係機関の申立て

学校関係者、医療機関、要対協メンバー、児童福祉施設、親族等が申立。

### 2. 受付

### 3. 申立があった連絡等

### 4. 事前調査

調査員は、関係機関や子ども等に調査。支援員同席・代弁により、子どもに意見聴取を行うことが原則。

### 5. 子ども権利擁護部会の開催

### 6. 意見具申・検討結果の伝達

### 7. 児相等の対応結果の説明

### 8. 子ども権利擁護部会への報告

# 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

【令和2年度予算】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

※平成28年度児童福祉法等改正法の参議院附帯決議

「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

「都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。」

## 【事業内容】

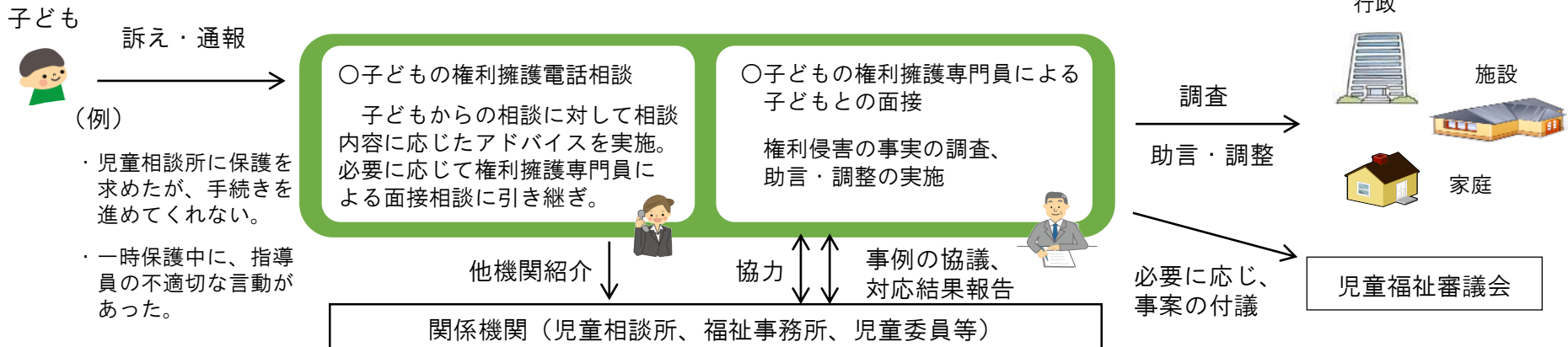
電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：8,175千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

## <取組例>



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、ガイドラインに基づく仕組みのモデル的な実施を支援

# 自治体における権利擁護の取組例(世田谷区①)

※以下の資料は世田谷区が作成

## 児童相談所開設に伴う一時保護所での子どもの権利擁護にかかる取組みについて

### 児童相談所

#### 一時保護所

##### 一時保護所苦情解決制度の構築

一時保護所について、入所者等からの苦情の適切な解決を図り、入所者等の権利擁護、保護所が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保する体制を構築する。

##### 一時保護所のしおりの配布 随時

子どもが一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所での生活、生活する際のルールなどが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配布するとともに、一時保護所内で不満や意見などがあった場合の相談方法等を子どもに丁寧に説明する。

##### 意見箱の設置 随時

一時保護所内に子どもが誰にも見られずに、自身の意見を記載したり、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる箱を設置する。また、投函する紙面には子どもの意向に応じた宛先を予め記載し、関係者のみが内容を確認できるように工夫を講じる。

##### 子ども会議の開催 毎週

一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子ども達のみで話し合い、決めていくことによって、一時保護所内の子どもの権利を保障する。

##### 一時保護所職員による子どもの意見を聞く会の実施 月1回程度

子ども達が一時保護所内で生活する中での不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子ども達が思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築する。

#### 一時保護所 第三者委員

##### 【ポイント①】

一時保護所第三者委員を設置し、委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて子どもと面談し、日頃の不満などの意見を聞き取る。聞き取った内容は適切に児童相談所等へ伝達する。

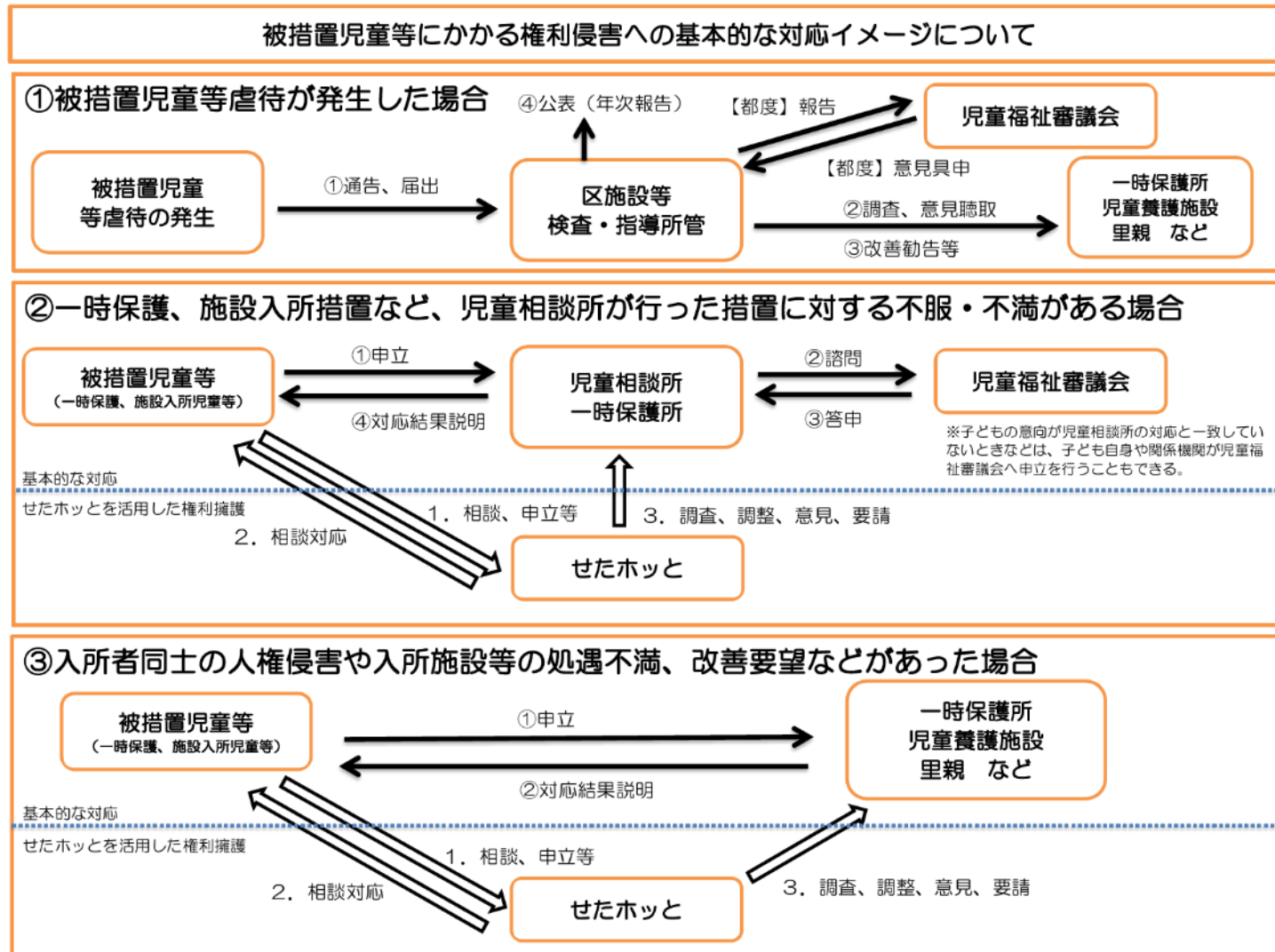
#### 一時保護所 外部評価機関

##### 【ポイント②】

外部の評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制かを含めた評価を定期的実施する。

## 自治体における権利擁護の取組例(世田谷区②)

※ 以下の資料は世田谷区が作成(注は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課により記載)



(注) 「せたがやほホッと子どもサポートセンター」(せたホッと)は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された第三者機関。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により調査、調整を行いながら、子どもの関係機関等に対して協力・改善を求める。人権擁護委員として子ども家庭福祉に関する学識者や弁護士等が在籍。

# 自治体における一時保護所の環境改善に向けた取組例(東京都)

※以下の資料は東京都が作成

## 一時保護所支援改善検討会報告書について

検討会は、令和元年10月から令和2年1月にかけて全8回実施し、報告書をまとめた。

【検討会メンバー】 一時保護所関係職員、児童福祉司、医師、心理職など（外部の弁護士、学識経験者もオブザーバーとして参加）

### 報告書の特徴

- 子供の権利条約や憲法、児童福祉法の規定を盛り込み、一時保護は児童の最善の利益を最優先に考慮して行われるものという基本を改めて確認
- 「子どもの管理に重点が置かれている」との第三者委員の意見を真摯に受け止め、国の一時保護ガイドラインや子ども家庭局長通知とともに、これまで現場が築いてきた援助技術、創意工夫も踏まえながら、下表の8項目で改善案を提示
- 改善策は、「全所がすぐに実施するもの」、「試行し、その結果も踏まえながら各所が段階的に進めるもの」、「各所の特色に応じて独自に行うもの」など、各所の実情に応じて推進
- 様々な背景を持つ児童が日々入退所する一時保護所の特性、恒常的に定員超過している現状の困難性などにも言及

### 今後の方向性

項目	現状・課題	今後の方向性
児童に対する支援力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童間トラブル防止を重視し、対応が画一的・管理的になり、特性への配慮が十分でない面あり</li> <li>・ 職員は、二次的トラウマストレスにさらされている</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ト라우マや愛着形成等のアセスメントシートの導入検討</li> <li>② 対人援助技術のほか、発達障害等に関する研修実施</li> <li>③ 職員のセルフケア研修やメンタルヘルスチェックリストの活用</li> </ol>
児童が安心を実感できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由な会話禁止と児童が感じる場合あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童が相手を尊重してプライバシーに関する話を控えるよう、入所時等に丁寧に説明(会話禁止ととられないよう留意)</li> </ul>
個別的な支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個別指導」は、内容や期間等が画一的と指摘あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画一的にとらえられるような「個別指導」は廃止し、個々の児童の抱える課題等に応じた「個別支援プログラム」を作成し、個別面接や心理教育等を組み合わせて実施</li> </ul>
学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導員を配置するも、児童の学力やニーズに合わせた学習指導が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きめ細かな、また専門性の高い学習指導のため、外部講師やICT、学習アプリ、教育コンテンツの利活用を検討</li> </ul>
余暇活動・外出の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護所で、閉塞感を感じる児童も少なくない</li> <li>・ ひな祭りや端午の節句等、様々な行事を実施</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉司の面会等の機会に、個別外出や外食を実施</li> <li>② 民間バスや外部人材の活用により、外出など充実</li> </ol>
私物所持のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシー保護、差別感を与えない配慮、紛失等の恐れから、私物持込みは眼鏡等に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の福祉を損なうもの以外自由に使えるという原則のもと、心理的に大切なものを持ち込めるようにし、今後、一定のルールづくり(私服も同様)</li> </ul>
改善につなげる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで、外部評価の実施や第三者委員の導入、意見箱の設置等、取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所のルールに関する児童と職員との意見交換を定期的実施し、ルールの必要性を児童と考える機会充実</li> </ul>
ケースワークとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護日数の長期化の場合や面会が十分でない場合等で、児童が不安を募らせることあり</li> <li>・ 保護日数の長期化は保護所ひっ迫のいち要因</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 面会を少なくとも週一回、TV会議システム等を補完活用</li> <li>② 全一時保護ケースについて、毎週進行管理を徹底するとともに、3週間以内に保護解除後の援助の方向性を決定</li> </ol>

以上のほか、児童一人ひとりとの個別的なかかわりの充実、保護日数の短縮化等のため、一時保護所及び相談援助部門の体制強化を図っていく。

# 児童相談所及び一時保護所の第三者評価の実施状況(令和2年4月1日時点)

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

## 平成29年度から令和元年度までに実施済

児童相談所			一時保護所		
実施箇所数	合計箇所数 (平成31年4月1日現在)	実施割合	実施箇所数	合計箇所数 (平成31年4月1日現在)	実施割合
9箇所	215箇所	4%	34箇所	139箇所	24%

### ●児童相談所の第三者評価を実施済の自治体

・大阪府(6箇所)      ・京都市(2箇所)      ・堺市(1箇所)

### ●一時保護所の第三者評価を実施済の自治体

・福島県(3箇所)      ・埼玉県(4箇所)      ・東京都(7箇所)      ・神奈川県(1箇所)      ・長野県(1箇所)      ・静岡県(2箇所)  
 ・兵庫県(1箇所)      ・広島県(2箇所)      ・長崎県(1箇所)      ・熊本県(1箇所)      ・千葉市(1箇所)      ・横浜市(4箇所)  
 ・川崎市(2箇所)      ・相模原市(1箇所)      ・京都市(1箇所)      ・大阪市(1箇所)      ・堺市(1箇所)

#### ※主な評価機関

・社会福祉審議会専門部会      ・民間コンサルティング会社      ・社会福祉協議会      ・NPO法人      ・大学等研究者      など

#### 参考条文等

(※)児童相談所の第三者評価(児童福祉法)

#### 第十二条

6 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

#### (※)一時保護所の第三者評価

・平成29年7月10日付雇児発0710第9号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」  
 ・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

## 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

### 現状

- 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐防法」という。)では、児童虐待を受けた児童について、児童相談所長や当該児童の入所先の施設長等は、当該児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会や通信を制限すること(同法第12条第1項)や、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずること(第12条の4)ができることとされている。
- 平成29年の虐防法改正では、従来、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合(28条措置)にのみ行うことのできた接近禁止命令について、その対象場면을拡大し、一時保護や親権者等の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも行うことができることとした。
- もっとも、改正法の施行(平成30年4月)前後で、接近禁止命令の件数に変化はなく、利用実績に乏しい状況。
  - ※ 接近禁止命令の件数： 1件(平成28年)→0件(平成29年)→0件(平成30年)
- この点、実態把握調査においては、接近禁止命令の利用が低調な理由について、必要となる事例がそもそも多くない(73.5%)や、(保護の場所を通知しない一時保護や親権者との合意の上での制限など)接近禁止命令以外の方法により対応している(22.3%)という回答が多かった。
- 平成28年に行われた「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」では、
  - ・ 面会通信制限や接近禁止命令の妥当性の判断においては、親子分離措置の適否についても検討せざるを得ない場合があることに鑑みて、司法関与の在り方については、一時保護への司法関与の在り方と関連して検討する必要がある
  - ・ 面会通信制限、接近禁止命令の対象範囲を在宅の場合にまで拡大する場合には裁判所の関与が必要とも考えられるとの指摘があった一方、
  - ・ 緊急の場合であっても、迅速に面会通信制限をすることができなくなり、かえって児童の保護に反する結果となるおそれがある
  - ・ 現在の児童相談所等の体制を前提とすると、これらの命令主体を裁判所とした場合、実務上の負荷が課題となり、柔軟な運用ができなくなるおそれがあるとの指摘もあった。

また、令和2年8月の全国児童相談所長会からの要請のなかでも、平成29年の児童福祉法改正法附則の検討規定に基づく検討においては、接近禁止命令の対象拡大も含めて十分な検討・検証を行うべきとされている。

## 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

### 論点

- 平成29年改正で対象場面が拡大した接近禁止命令についてどのように評価するか。
  - ※ 平成29年改正の施行後も、接近禁止命令の利用件数に大きな増減はなく、かつ、利用件数も少ないことについてどう考えるか。
- 平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ、接近禁止命令の対象の拡大についてどう考えるか。
  - ※ 例えば、親権を有しない保護者と同居している場合や親族宅に預けられている場合など在宅ケースに対象を拡大することについてどう考えるか。
- 同様に面会通信制限の対象の拡大についてどう考えるか。
- 面会通信制限・接近禁止命令について家庭裁判所の審査を導入するべきとの意見もあるがどう考えるか。



# 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

## 面会・通信制限及び接近禁止命令の件数の推移

平成19年の児童虐待防止法改正により以下のとおり改正（平成20年4月施行）

- ◆児童相談所等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大  
⇒ 強制的な施設入所等の措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所等の措置の場合も制限可能に。
- ◆都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設  
⇒ 強制的な施設入所等の措置が採られ、かつ、面会及び通信の両方が制限されている場合で特に必要があるとき、都道府県知事による保護者に対する、児童へのつきまといや児童の所在する場所付近でのはいかいについての禁止命令を創設。

直近では平成29年の児童虐待防止法等の改正により以下のとおり改正（平成30年4月施行）

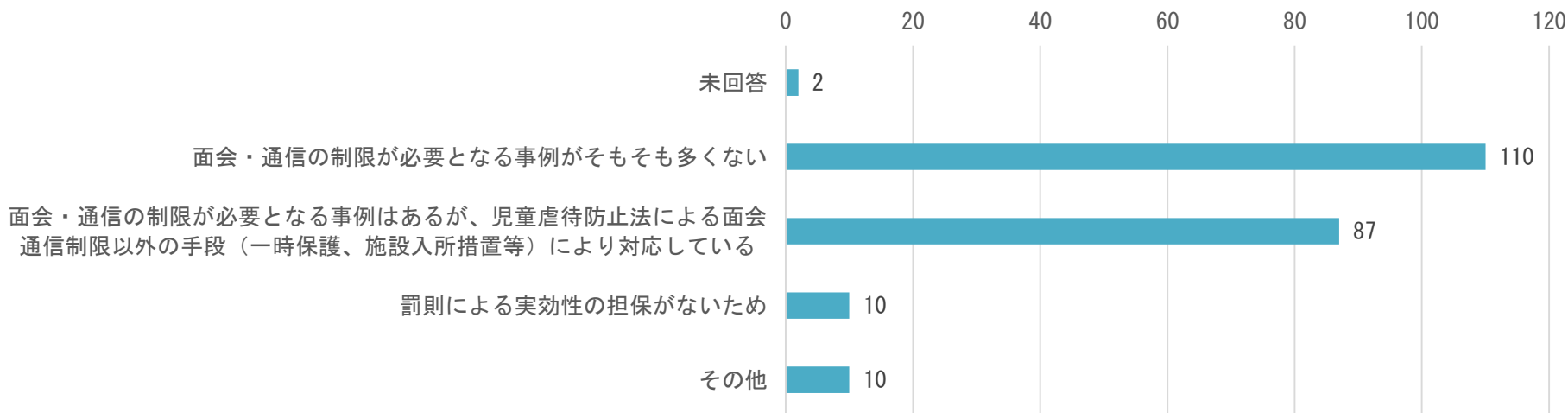
- ◆接近禁止命令を行うことができる場合の拡大  
⇒ 一時保護及び親権者等の同意による施設入所等の措置の場合にも行うことができるように。

面会・通信制限及び接近禁止命令の実施状況について以下のとおり。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
面会制限	27	27	37	38	18	30	4	7	8	70	14	280
通信制限	15	23	20	25	12	16	4	6	9	57	7	194
面会+通信制限	74	28	61	43	76	45	57	27	31	84	36	562
接近禁止命令	0	0	1	2	1	1	1	1	1	0	0	8

【出典：福祉行政報告例】

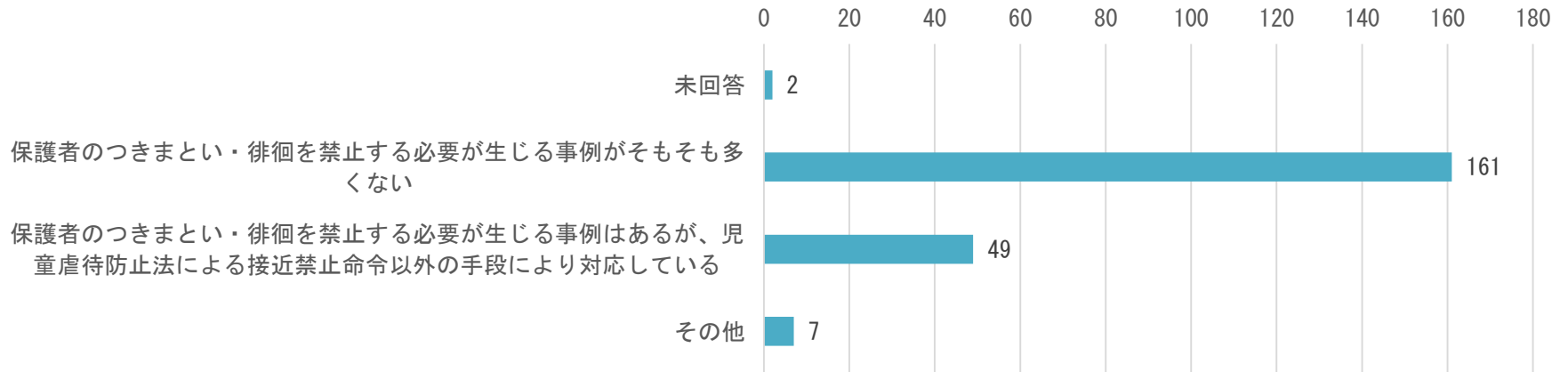
○ 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由（実態把握調査より抜粋）



○ 「面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段（一時保護、施設入所措置等）により対応している」場合の具体的な対応手段、「その他」の場合の具体的な理由（主なもの）（実態把握調査より抜粋）

選択肢	主な回答内容
必要となる事例はあるが、面会通信制限以外の手段により対応している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との処遇方針の中で了解を得ている</li> <li>・ 一時保護の場所や入所先等を非開示にしている</li> <li>・ 児童福祉司指導の内容に面会通信制限を盛り込んで対応している</li> <li>・ 施設入所措置、一時保護の運用で対応</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との話し合いや措置によらない指導の中で了解を得て制限を行っている</li> <li>・ 面会・通信の制限が使いにくい</li> </ul>

○ 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由(実態把握調査より抜粋)



○ 「保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要がある事例はあるが、児童虐待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している」場合の具体的な対応手段、「その他」の場合の具体的な理由 (主なもの) (実態把握調査より抜粋)

選択肢	主な回答内容
必要が生じる事例はあるが、接近禁止命令以外の手段により対応している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との話し合いや措置によらない指導の中で接近禁止の了解を得ている</li> <li>・一時保護の場所や入所先等を非開示にしている</li> <li>・DV防止法による接近禁止命令等を活用している</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会することを控えてほしいなどの任意の依頼を了解してもらっている</li> <li>・現行の接近禁止命令制度が使いやすい形ではない</li> <li>・児童相談所と保護者の互いの了解・同意のもと、ルールを定めている</li> <li>・一時保護の場所や入所先等を非開示にしている</li> </ul>

○ 現行の面会通信制限や接近禁止命令の制度について課題(主なもの)(実態把握調査より抜粋)

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答・特になし	169 (77%)	
課題あり	50 (23%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則がない又は軽く、実効性の担保に疑問がある</li> <li>・ 手続が煩雑で時間がかかる</li> <li>・ 施設名を不開示にすることと併せて行わなければ効果がない</li> <li>・ 処分として行わなくとも、運用のなかで対応できる</li> <li>・ 虐待事例以外にも適用できるようにすべき</li> <li>・ 精神疾患等の影響で、突発的に行動してしまう保護者に効力がない</li> <li>・ 在宅ケースにも接近禁止命令が出せるようにすべき</li> <li>・ 保護者以外にも対象を拡大すべき</li> <li>・ 禁止期間が最大でも6ヶ月と短い</li> </ul>

○ 現行法に規定される以外の場面で面会通信制限や接近禁止命令が必要と考えられる場合があるか。ある場合は具体的な場面(実態把握調査より抜粋)

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答	2	
ある	59 (27%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権のない親が面会交流を求める在宅ケース</li> <li>・ 性的虐待を理由に片親や親戚と暮らす在宅ケース</li> <li>・ 親以外にそのパートナーや親族等に面会制限等が必要なケース</li> <li>・ DVを理由に片親や親戚と暮らす在宅ケース</li> <li>・ 児童が所属する機関や社会資源への接近禁止</li> <li>・ 「児童虐待を受けた」かの状況調査のため児童への面会制限等が必要なケース</li> </ul>
ない	158 (72%)	

○ 面会通信制限について、司法審査の手続を導入することが必要だと思うか。理由や意見(主なもの)(実態把握調査の抜粋)

経過日数	回答数	主な回答内容
必要である	97 (44%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所が関与することで円滑に面会通信制限を課すことが可能</li> <li>・司法の関与により面会通信制限の実効性が増す</li> <li>・親権等の重要な権利制約であるため</li> <li>・権限行使が司法の判断に基づくという形をつくることで保護者にその意義を明示することができる</li> <li>・裁判所のいうことであれば保護者も従いやすい</li> <li>・権限行使の根拠や対象が明確化される</li> </ul>
必要でない	87 (40%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で不都合がない</li> <li>・司法審査により迅速な対応ができなくなるおそれ</li> <li>・司法審査を導入すると事務負担が増える</li> <li>・事務量の増大の割に効力に疑問があるため</li> <li>・審査請求や行政不服審査の仕組みがあるため</li> </ul>
その他	35 (16%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例がないため判断がつかない</li> <li>・ケースや事案のタイプにより判断する必要がある</li> <li>・司法関与は望ましいが現在の体制では対応できない</li> <li>・罰則もあるので司法審査の必要性は高いが、裁判所が判断に慎重になり時間がかかることを懸念</li> </ul>

○ 接近禁止命令について、司法審査の手続を導入することが必要だと思うか。理由や意見(主なもの)(実態把握調査の抜粋)

経過日数	回答数	主な回答内容
未回答	2	
必要である	107 (49%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所が関与することで円滑に接近禁止命令を出すことが可能</li> <li>・司法の関与により接近禁止命令の実効性が増す</li> <li>・裁判所のいうことであれば保護者も従いやすい</li> <li>・親権等の重要な権利制約であるため</li> </ul>
必要でない	79 (36%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で不都合がない</li> <li>・司法審査を導入すると事務負担が増える</li> <li>・司法審査により迅速な対応ができなくなるおそれ</li> <li>・困難ケースがないため必要性を感じない</li> </ul>
その他	31 (14%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例がないため判断がつかない</li> <li>・ケースや事案のタイプにより判断する必要がある</li> <li>・司法関与は望ましいが現在の体制では対応できない</li> <li>・罰則もあるので司法審査の必要性は高いが、裁判所が判断に慎重になり時間がかかることを懸念</li> </ul>